

<u>かに</u> かごづけ	かごの数は1人10個以内	_____かごづけ	かごの数は1人10個以内	
<u>うなぎ</u> 筒づけ	<u>筒の数は1人5個以内</u>	<u>(新設)</u>		
<u>うなぎ</u> つけばり	<u>つけばりの数は1人10本以内</u>	<u>(新設)</u>		
<u>2 夜間の漁を禁止する。なお、昼間に漁具を敷設し、夜間に当該漁具を残置する漁法については、この限りではない。</u>		<u>(新設)</u>		
(禁止区域) 第5条 (略) 2 遊漁者は、 <u>組合員の行う</u> 建切網、建干網、建網、刺網の操業 <u>中</u> の場所の網から上下流 100m以内で遊漁してはならない。		(禁止区域) 第5条 (略) 2 遊漁者は、_____建切網、建干網、建網、刺網の操業____場所の網から上下流 100m以内で遊漁してはならない。		
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。ただし、遊漁者が未就学の幼児、又は小学校、中学校生徒のときは無料、高校生、肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。		(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。ただし、遊漁者が未就学の幼児、又は小学校、中学校生徒のときは無料、高校生、肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。		
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁料		ア 魚種
あゆ、 <u>うなぎ</u>	手釣・竿釣	1日 1,000円	1年 5,000円	あゆ
		1日 1,000円	1年 5,000円	1日 1,000円
		1年 5,000円		1年 5,000円

	(友釣を含む) <u>あゆかけ・やす・はぐ・たもあみ・穴釣</u>			(友釣を含む)			
	<u>なお、上記の漁具に組み合わせ、スーツ及びシュノーケルを使用することができる。</u>			<u>あゆかけ</u>	<u>1日 500円</u> <u>1年 3,000円</u>		
	<u>うなぎ</u>	<u>筒づけ</u> <u>つけばり</u>		<u>(1日券 削除)</u> 1年 <u>2,000円</u>	もくずが に	かごづけ	<u>1個 600円</u>
	<u>えのは</u>	<u>手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ</u>		1日 <u>1,000円</u> 1年 <u>5,000円</u>	<u>うなぎ、えのは</u>	<u>筒づけ・つけばり・手釣・竿釣</u> <u>やす・はぐ・たもあみ</u>	1日 <u>500円</u> 1年 <u>2,000円</u>
もくずが に	かごづけ	<u>1年1個 1,200円</u>					

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁券取扱所)

遊漁券取扱所	住所	連絡先
(略)		
<u>7 (株) 道の駅「やよい」番匠おさかな館</u>	<u>佐伯市弥生上小倉 898-1</u>	<u>0972-46-5922</u>
<u>8 つりチケ</u>	<u>オンライン</u> <u>https://www.tsuritickets.com</u>	
<u>9 堅田川漁業協同組合</u>	<u>佐伯市大字木立6 9 8 7 番地</u>	<u>090-7473-5787</u>

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁券取扱所)

遊漁券取扱所	住所	連絡先
(略)		
<u>(新設)</u>		
<u>(新設)</u>		
<u>7 堅田川漁業協同組合</u>	<u>佐伯市大字木立6 9 8 7 番地</u>	<u>090-7473-5787</u>

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）

を遊漁者に交付するものとする。

(新設)

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁料の額

(6) 発行者名

(7) 注意事項

(ア) この遊漁証は出漁時必ず携行すること。

(イ) この遊漁証は他人に貸与してはならない。

(ウ) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁証を提示しなければならない。

(エ) 遊漁者相互は距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(オ) 遊漁者は、組合員の行う建切網、建干網、建網、刺網の操業中の場所の網から上下 100m 以内で遊漁してはならない。

(カ) 遊漁者が、大分県漁業調整規則又は本組合遊漁規則に違反する行為をしたときは遊漁を停止し、又は拒絶することがある。

(キ) 手釣、竿釣以外は漁船を使用しないこと。

(8) 禁止事項

2 (略)

3 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

2 (略)

(新設)

<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、<u>次に掲げる事項を記載した漁場監視員証</u>を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p><u>(1) 氏名</u></p> <p><u>(2) 有効期間</u></p> <p><u>(3) 発行者名</u></p> <p><u>(4) 注意事項</u></p> <p><u>(ア) 漁場監視員は監視証を携帯しなければならない。</u></p> <p><u>(イ) 遊漁者に対し遊漁承認証の提示を要求することができる。</u></p> <p><u>(ウ) 遊漁者に対し遊漁規則に関する指示を行うことができる。</u></p> <p><u>(エ) 遊漁承認証を携帯せずに遊漁する者から規定遊漁料を徴収することができる。</u></p> <p><u>(オ) 法令又は規則に反する悪質な違反の事実を発見したときは、取締機関、又は組合に報告するものとする。</u></p>	<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、<u>別記様式第2号による</u> 漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>		
<p><u>(削除)</u></p>	<p>別紙様式</p> <p>様式1 遊漁承認証 (表) (裏)</p> <table border="1" data-bbox="1120 1212 1836 1348"> <tr> <td data-bbox="1120 1212 1433 1348"> <p><u>No. 遊漁承認証</u></p> <p><u>下記の通り遊漁を承認します</u></p> </td> <td data-bbox="1433 1212 1836 1348"> <p>注意事項</p> <p><u>1.この遊漁証は出漁時必ず携行すること。</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>No. 遊漁承認証</u></p> <p><u>下記の通り遊漁を承認します</u></p>	<p>注意事項</p> <p><u>1.この遊漁証は出漁時必ず携行すること。</u></p>
<p><u>No. 遊漁承認証</u></p> <p><u>下記の通り遊漁を承認します</u></p>	<p>注意事項</p> <p><u>1.この遊漁証は出漁時必ず携行すること。</u></p>		

			<p>2.この遊漁証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3.遊漁者は監視員の指示に従い、遊漁証提示を求められた時は、拒んではならない。</p> <p>4.遊漁者相互は距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>5.建切網の操業場所の網から上下100m以内で遊漁してはならない。</p> <p>6.建干網、建網、刺網の操業場所から上下100m以内で遊漁しないこと。</p> <p>7.手釣、竿釣以外は漁船を使用しないこと。</p> <p>8.禁止事項</p> <p>イ、火光を利用して行う漁法</p> <p>ロ、3.4.5月は、毛針を使用しないこと。</p> <p>ハ、あゆの遊漁禁止区域及び期間</p> <p>佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から339度</p>
	<u>遊漁者</u>	<u>住所氏名</u>	
	<u>承認期間</u>	<u>自 年</u> <u>月 日</u> <u>至 年</u> <u>月 日</u>	
	<u>魚種</u>		
	<u>漁具漁法</u>		
	<u>遊漁料</u>		
	<u>発行者</u>	<u>堅田川漁業協同組合 ㊤</u>	

